

令和 7 年度
豊沢川農業水利事業

豊沢川地区管理図作成(その2)業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 令和7年度豊沢川農業水利事業豊沢川地区管理図作成（その2）業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号農村振興局長通知）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特別仕様書により実施する。

（目的）

第2条 本業務は、豊沢川農業水利事業の事業完了に向け、事業成績書を構成する図書である土地改良施設整理台帳附属図面を作成し、円滑な事業完了の推進に資するものである。

（業務概要）

第3条 本業務の概要は、次のとおりである。

（1）実施場所

岩手県花巻市豊沢字白沢地内他（別添位置図のとおり。）

（2）管理図作成対象施設

本業務の対象施設は、豊沢ダム 1件（種類）とする。

（班編制）

第4条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

（障害物の伐除）

第5条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

（管理技術者及び照査技術者の資格要件）

第6条 資格要件は以下のとおりである。

（1）管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、若しくは土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件を備えた者とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

（2）照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業

務に 10 年以上従事した者

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（配置技術者の確認）

第 7 条 共通仕様書第 42 条（作業計画書）第 2 項における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- （１）受注者は、作業計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。
- （２）共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録は、作業計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第 8 条 受注者は、共通仕様書第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（低入札価格契約における第三者照査）

第 9 条 別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条（照査技術者）」及び「共通仕様書第 9 条（照査技術者及び照査の実施）」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- （１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- （２）東北農政局において、令和 7・8 年度（測量・補償コンサルタント業務）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- （３）東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- （４）共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- （５）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- （ア）親会社と子会社の関係にある。
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下

の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめ段階時打合せへの立会い

本特別仕様書第 16 条の 2 に示す打合せのうち、成果物とりまとめ段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

監理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条（契約不適合責任）のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

第 2 章 貸与資料等

（貸与資料等）

第 10 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
R6 県道 12 号線特定測量他用地測量調査業務 成果物	一式	電子
R3～R6 豊沢ダム洪水吐施設製作据付工事 出来形図面	一式	電子
R6～R7 豊沢ダム洪水吐上屋等建築工事 出来形図面	一式	電子
R1～R2 豊沢ダム管理事務所建築工事 出来形図面	一式	電子

R5～R7 豊沢ダム管理システム製作据付工事 出来形図面	一式	電子
R6 豊沢ダム周辺整備（その１）工事 出来形図面	一式	電子
R5～R6 豊沢ダム監査廊内自動昇降施設工事 出来形図面	一式	電子
R6 豊沢川地区管理図作成（その１）業務 成果物	一式	電子
その他必要な資料	一式	

第３章 作業項目及び内容

（作業項目及び数量）

第 11 条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
（１）作業計画の策定	１業務	
（２）作業準備	６件（工事）	
（３）現地踏査（ダム）	１件（種類）	
（４）全体位置図作成	１枚	
（５）図郭割図作成	１枚	
（６）施設管理図作成	３枚	
（７）構造図等作成（ＣＡＤデータ修正）	185 枚	
（８）用地管理図作成	10 枚	
（９）用地管理図作成（ＣＡＤデータ修正）	７枚	

（指示事項）

第 12 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

なお、記載のない項目は、共通仕様書のとおりとする。

（１）作業準備

本特別仕様書第 10 条において貸与する資料に関し、農業水利ストック情報データベースを念頭に事業全体を通じて一貫性をもった施設の種目別、種類別、年度別の各費目に係る工事諸元（出来形数量）の精査・整理及び最終契約図面との確認を行うものとし、各種作図等に係るデータの抽出を行うものとする。

（２）全体位置図作成

- ①事業概要図等を流用して作成する。
- ②縮尺は 1/25,000～1/100,000 を基本として作成する。

（３）図郭割図作成

- ①縮尺は 1/25,000～1/100,000 を基本として作成する。
- ②用地管理図の図郭割及び図面番号を表示する。
- ③方位、縮尺を表示する。
- ④図面のサイズは A 1 版を基本として作成する。

(4) 施設管理図作成

- ①縮尺は縦 1/100～200、横 1/500（平面図含む）を基本に作成する。
- ②工事出来形図面若しくは過年度業務の成果図面の集合・修正等により作成する。
- ③図面一葉に、平面・縦断・横断・構造等、必要な事項を記入する。ただし、記入できない事項等は別葉とする。
- ④方位、縮尺、工事名、実施設計業務名、施工年度、施工延長、工種の概要（例：暗渠）等の区間情報及び工事受注者を表示する。
- ⑤図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

(5) 構造図等作成（C A D データ修正）

- ①工事出来形図面（C A D データ）を基に修正を行うもので、図面のタイトルボックスの修正、及び図面上の文字の修正、削除を行う。
- ②表題欄（タイトルボックス）は、図面名称に施設名及び管理番号を表示する。
- ③工事出来形図面の表題について、表題欄の図面名称と同じになるよう文字等の修正を行う。
- ④図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

(6) 用地管理図の作成

- ①用地実測平面図（最終確定図面）の集合・修正等により作成する。
- ②対象図面につき、2 施設分を 1 枚の図面で表示する。
- ③図面タイトルの記入、表題欄（タイトルボックス）の作成をする。
- ④権利（取得・占使用等）ごとに範囲を着色する。
- ⑤用地境界杭の位置の明示については、杭の位置・杭ナンバーを表示する。
- ⑥基準点（既知点）の位置、及び点名を併せて表示する。
- ⑦用地境界杭の位置の明示のため座標（直角座標系）を記載した座標一覧表を表示する。ただし、座標がない場合は省略できるものとする。
- ⑧方位、縮尺、凡例など必要な事項を表示する。
- ⑨図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

(7) 用地管理図の作成（C A D データ修正）

- ①過年度業務の成果図面（C A D データ）の修正により作成する。
- ②用地管理図の凡例を修正する。
- ③凡例に合わせて図面の着色を修正する。

第 4 章 成果物

（成果物等）

第 13 条 提出する成果物は、共通仕様書第 17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部

- (2) 成果物の出力（電子媒体の出力） 書面 1 部（市販のファイル綴りで可）
電子版（作成図面の元データ） 2 部（CD-R 等）

2 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸 7－2 5 盛岡合同庁舎 3 階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 5 章 業務実績データの作成及び登録

（登録機関）

第 14 条 共通仕様書第 12 条に基づく業務実績データの登録機関は、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）センター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 15 条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- （1）本特別仕様書第 11 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （2）本特別仕様書第 12 条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- （3）本特別仕様書第 13 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- （4）本特別仕様書第 16 条の 2 に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合
- （5）履行期間の変更が生じた場合
- （6）その他

第 7 章 その他

（管理技術者及び打合せ）

第 16 条 別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北上土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局北上土地改良調査管理事務所とする。

- （1）本業務着手時
- （2）中間打合せ 2 回（各図面の作業方針確認時：1 回、各図面の素図作成時：1 回）
- （3）成果物取りまとめ段階

ただし、別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 42 条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑義)

第 17 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

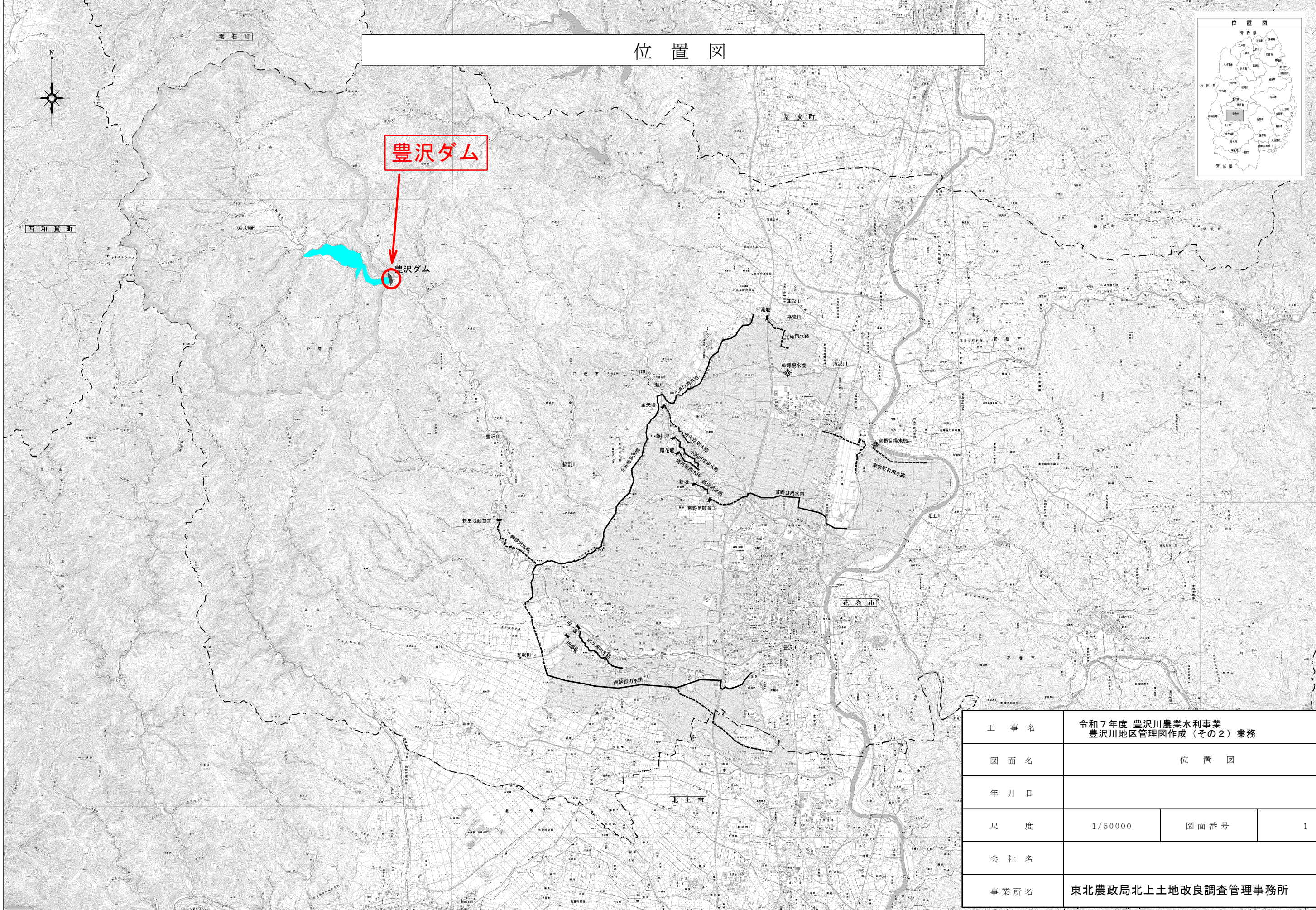
別紙 （第 9 条、第 16 条関連）

【割合】

次の表の予定価格算出の基礎となった同表 A ～ D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の額 に 10 分の 5 を乗じ て得た額

この地図は、国土地理院長の承認を得て、図解発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 25 信復 第 795 号）



工 事 名	令和 7 年度 豊沢川農業水利事業 豊沢川地区管理図作成（その 2）業務		
図 面 名	位 置 図		
年 月 日			
尺 度	1/50000	図 面 番 号	1
会 社 名			
事 業 所 名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		